

計画の枠組み

1 計画の目的

本市の将来都市像である「せせらぎと緑と活力あふれる 幸せ実感都市・三島」(第5次三島市総合計画)の実現に向けて、今後のスポーツ推進施策の指針となる基本的な考え方を整理し、その方向性を明らかにします。

2 計画の位置づけ

2016(平成28)年3月に策定した「三島市スポーツ推進計画」(改訂前計画)の計画期間は、2016(平成28)年度から2025(令和7)年度までの10年間となっています。2020(令和2)年度はその中間年度にあたることから、本計画は、改定前計画策定後の環境変化などに対応するべく中間の見直しを行い、改定したものです。

3 本計画におけるスポーツの定義

本計画においては、多様化する市民のスポーツニーズや、スポーツに期待される社会的役割の拡がりなどを踏まえ、競技スポーツだけでなく、楽しみや交流を主目的とするレクリエーションスポーツや、健康づくり、美容、気分転換などのための身体活動などを含む、より幅の広い概念でのスポーツを対象としています。

4 計画期間

本計画の対象期間は、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間です。

5 計画の基本目標

本市の現状、及び国のスポーツ基本計画の政策目標を踏まえ、以下のとおり計画の基本目標を設定します。

成人のスポーツ・運動の実施率(週1回以上)



<参考>

- 国のスポーツ基本計画目標：成人の週1回以上のスポーツ実施率 65%以上<2021(令和3)年度>
- 静岡県スポーツ推進計画目標：成人の週1回以上のスポーツ実施率 65%以上<2021(令和3)年度>

三島市健康推進部 スポーツ推進課
〒411-0033 三島市文教町 2-10-57 三島市民体育館内
E-Mail: sport@city.mishima.shizuoka.jp



三島市スポーツ推進計画

<概要版>

2016(平成28)年3月策定
2021(令和 3)年3月改定

三島市



計画の基本理念

“健幸”都市みしまを支える豊かなスポーツ文化とコミュニティの形成

スポーツを通じて、人と人、人と地域が結ばれた豊かなスポーツ文化とその母体となるコミュニティを形成するための取り組みを戦略的、体系的に推進することで、運動・スポーツを行うことが生活習慣の一部となり、すべての市民が、心身共に健康な生活を営むことができる“健幸”都市みしまの実現を目指します。

本計画が目指す「豊かなスポーツ文化を育むコミュニティ」のイメージ



- 市民一人一人が生涯を通じてスポーツとの豊かな関係を築き、健幸で生きがいをもって充実した毎日を送ることのできるコミュニティ
- 地域の活発なスポーツ活動の中から、信頼と絆で結ばれた豊かな人間関係と地域に対する愛着・誇りが育まれるコミュニティ
- 三島の持つ魅力に惹かれて多くの人が訪れ、多彩で豊かなスポーツ交流が展開されるにぎわいと活力のあるコミュニティ

施策の体系と方向性

1 次世代を担う子どもたちのスポーツ環境の整備

子どもの体力、運動能力低下や少子化に伴うスポーツ基盤の脆弱化などの課題に対応するため、既存の取り組みを補完する新たな枠組みを作るなど、時代の変化に対応した子どもたちのスポーツ環境の整備を進めます。

1 時代変化に対応したスポーツ環境の整備

【施策の方針】

- (1) スポーツ少年団活動等の充実
- (2) 地域における学校部活動の補完機能の整備
- (3) トップアスリートの発掘・育成システムの整備



2 スポーツ保育の普及

【施策の方針】

- (1) 乳幼児期の親子スポーツの啓発
- (2) 幼児期・学童期に楽しめるスポーツの推進
- (3) 幼稚園・保育園等との連携



2 暮らしを豊かにするコミュニティスポーツの推進

市民の生活ニーズが多様化、高度化する中で、それぞれの市民が豊かなスポーツライフを享受できるよう、これまでの取り組み実績と成果を生かしつつ、市民意識等の変化を踏まえ、市民一人一人の暮らしを豊かにするために地域におけるスポーツ施策を推進していきます。

1 地域の絆を創る身近なスポーツ環境の整備

【施策の方針】

- (1) 学校体育施設開放の仕組みの充実
- (2) 市立公民館などのスポーツ利用の促進
- (3) スポーツを通じた地域の絆づくり



2 幅広くスポーツ参加を促す機会や場の提供

【施策の方針】

- (1) 各種スポーツ大会への参加促進
- (2) 多様なスポーツの体験機会の充実
- (3) スポーツを通じた障がいのある人の社会参加の促進



3 女性が輝くスポーツ環境の整備

【施策の方針】

- (1) スポーツへの興味・関心を喚起する機会の創出
- (2) 子育て世代のためのスポーツの場の拡充と情報提供



4 スポーツを通じた高齢者の生きがいづくり

【施策の方針】

- (1) 高齢者が親しめる軽スポーツの普及
- (2) マスターズスポーツの普及



5 スポーツ推進のための基盤整備

【施策の方針】

- (1) スポーツを推進する人材の育成
- (2) 市民主体のスポーツ推進団体の支援
- (3) 広報・情報提供機能の充実
- (4) 「新しい生活様式」に対応したスポーツ基盤の整備



3 スポーツによる“健幸”都市づくり

健康づくりやコミュニティの絆の強化など、地域が抱える課題を解決し、地域を活性化するスポーツに対する期待はより大きなものとなっています。このような背景のもと、「スポーツの力」を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいきます。

1 トップスポーツの支援とチームとの連携促進

【施策の方針】

- (1) ふるさとトップアスリートを支援する仕組みの整備
- (2) トップチームと連携したまちづくりの推進



2 ウォーキングのまちづくり

【施策の方針】

- (1) 楽しく歩ける機会と場づくり
- (2) ノルディックウォーキングの普及



3 健康づくりの推進

【施策の方針】

- (1) 日常生活におけるスポーツ習慣の啓発
- (2) “健幸”長寿のためのスポーツ推進



4 スポーツを通じた地域の活性化

【施策の方針】

- (1) スポーツ大会を通じた交流人口の拡大
- (2) 広域連携によるスポーツ関連産業の振興
- (3) スポーツを通じたSDGs*の取り組み



5 スポーツ施設の整備促進

【施策の方針】

- (1) 公共スポーツ施設の維持・管理
- (2) 街中・街角スポーツ環境の整備
- (3) 市民ニーズに沿った施設の整備・既存施設の利活用促進



*SDGs:「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。持続可能な社会を実現するために、2030(令和12)年までに達成すべき国際社会の共通目標で、2015(平成27)年の国連サミットで採択された。